平成２１年（フ）第９９５号
岡山市南区泉田５番地９　エントピア芳泉Ｂ201
債務者　脇本　一宏
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１８２号
横浜市磯子区丸山１丁目31番２号　ユナイト磯子ファースト102号
債務者　石田　義夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２０５号
横浜市中区曙町５丁目69番地４　ダイアパレス横浜阪東橋407号室
債務者　齋藤美智子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３０７号
横浜市泉区弥生台22番地３　グリーンハイム弥生台４―501号室、住民票上の住所横浜市泉区弥生台22番地３　グリーンハイム弥生台６棟406号
債務者　関　　雅絵
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３６４号
横浜市南区六ツ川１丁目436番地４　藤美ハイツ102号
債務者　三田　祥子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３７２号
横浜市南区永田山王台39番27―202号
債務者　福田すみ江
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５１９号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート41棟204号
債務者　森永由起子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４５号
東京都八王子市鑓水２丁目82番地５―301
債務者　松岡　直安
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５２９号
東京都小金井市梶野町２丁目16番７号梶野町荘Ａ棟
債務者　田中　睦夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３６８号
神奈川県高座郡寒川町宮山928番地２　センチュリー寒川102号
債務者　菊池　広子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６７号
長崎県佐世保市広田３丁目39番９号　アメニティ広田102号
債務者　天野智佳子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
長崎県佐世保市上原町16番地３　山本ハイツ203号
債務者　川上キミヨ（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
長崎県佐世保市潮見町18番23号　ポルト潮見103号
債務者　村上　雅美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
長崎県佐世保市戸尾町11番12号
債務者　浦　　好広
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷2247番地
債務者　本山　浩美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第８１３号
愛知県知立市昭和９丁目４番地　知立団地10棟103号
債務者　森　巳知代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係